

2025年3月

お客さま各位

足立成和信用金庫

## 「投資信託取引規定集」改訂のお知らせ

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。  
この度、「投資信託取引規定集」を下記のとおり改訂しますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改訂日

2025年4月1日(火)

#### 2. 改訂対象

- 非課税口座約款
- 未成年者口座および課税未成年者口座約款

※改訂内容の詳細は別紙の新旧対照表をご参照ください。

以上

別紙1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>1. (略)</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または<u>勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの（以下「<u>廃止通知書等記載事項にかかる届出書</u>」といいます。）、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>廃止通知書等記載事項にかかる届出書</u>」をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</u></p> <p>ただし、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>廃止通知書等記載事項にかかる届出書</u>」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または特定累積投資勘定および特</p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」）をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以</p>

別紙1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」<u>または非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの</u>が提出される場合において、当該廃止通知書の交付<u>または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供</u>の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書<u>または非課税口座廃止通知書記載事項</u>を受理することができません。</p> <p>(2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「<u>勘定廃止通知書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>廃止通知書等記載事項にかかる届出書</u>」が添付されている場合を除き、当金庫および証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7)①～② (略)</p> <p>③ 非課税口座に該当しないこととなった口座を利用した定時定額購入取引に係る契約の申込みがあった場合には、申込者からの申し出を受けるとなく中止の依頼があったものとさせていただきます。</p> <p>3. 非課税管理勘定の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「<u>勘定廃止通知書</u>」または「<u>非課税口座廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄</p>	<p>下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」<u>(追加)</u>が提出される場合において、当該廃止通知書の交付<u>(追加)</u>の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書<u>(追加)</u>を受理することができません。</p> <p>(2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」<u>または「勘定廃止通知書</u>」が添付されている場合を除き、当金庫および証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>(7)①～② (同左)</p> <p>③ 非課税口座に該当しないこととなった口座を利用した定時定額購入取引に係る契約の申込みがあった場合には、申込者からの申し出を受けるとなく中止の依頼があったものとさせていただきます。</p> <p>3. 非課税管理勘定の設定</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄</p>

**別紙1 「非課税口座約款」新旧対照表**

改訂後	改訂前
<p>税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3の2. 累積投資勘定の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、<u>「勘定廃止通知書」</u>、または<u>「非課税口座廃止通知書」</u>が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3の3. 特定累積投資勘定の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、<u>「勘定廃止通知書」</u>、<u>「非課税口座廃止通知書」</u>または<u>「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」</u>が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3の2. 累積投資勘定の設定</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、<u>「非課税口座廃止通知書」</u>または<u>「勘定廃止通知書」</u>が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3の3. 特定累積投資勘定の設定</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、<u>「非課税口座廃止通知書」</u>または<u>「勘定廃止通知書」</u>が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3の4. (同左)</p>

別紙1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>3の4. (略)</p> <p>4. ～5の3. (略)</p> <p>5の4. 特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>(1) 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託(当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるもの)に限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の① <u>(削除)</u> に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① (略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>32</u>項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託</p> <p>(2) 特定非課税管理勘定には、<u>前項①に掲げる投資信託</u>で次の各号に定める<u>もの</u>を受け入れることができません。</p> <p>①～② (略)</p> <p>6. 非課税口座を通じた取引</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定または累積投資勘定において、2023年12月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。<u>(削除)</u> 定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、<u>(削除)</u> 当金庫へお申し出ください。</p> <p>①～② (略)</p> <p>7. (略)</p>	<p>4. ～5の3. (同左)</p> <p>5の4. 特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>(1) 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託(当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるもの)に限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第<u>31</u>項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託</p> <p>(2) 特定非課税管理勘定には、<u>(追加)</u> 次の各号に定める<u>投資信託</u>を受け入れることができません。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>6. 非課税口座を通じた取引</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定または累積投資勘定において、2023年12月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。<u>2024年以降の</u> 定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、<u>2023年12月30日までに</u> 当金庫へお申し出ください。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>7. (同左)</p>

別紙1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知            (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第<u>32</u>項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。</p> <p>9. ～11. (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>12. 届出事項の変更</u></p>	<p>8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知            (1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第<u>31</u>項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。</p> <p>9. ～11. (同左)</p> <p><u>12. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き</u>  <u>申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して「非課税口座異動届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります。なお、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に投資信託の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該異動届出書を受理することができません。</u></p> <p><u>13. 届出事項の変更</u></p>

別紙1 「非課税口座約款」新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>(略)</p> <p><u>13.</u> 契約の終了</p> <p>(略)</p> <p><u>14.</u> 免責事項</p> <p>申込者が上記<u>12.</u>の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益および損害については、当金庫はその責を負いません。</p> <p><u>15.</u> 合意管轄</p> <p>(略)</p> <p><u>16.</u> 約款の変更</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;"><u>(2025年 4月改訂)</u></p>	<p>(同左)</p> <p><u>14.</u> 契約の終了</p> <p>(同左)</p> <p><u>15.</u> 免責事項</p> <p>申込者が上記<u>13.</u>の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益および損害については、当金庫はその責を負いません。</p> <p><u>16.</u> 合意管轄</p> <p>(同左)</p> <p><u>17.</u> 約款の変更</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;"><u>(2023年12月改訂)</u></p>

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>第1章 総則</p> <p>1. (略)</p> <p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>2. <u>「未成年者口座廃止届出書」の提出</u>  <u>申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。</u>  <u>(削除)</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>1. (同左)</p> <p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>2. <u>未成年者口座開設届出書等の提出</u>  <u>(追加)</u></p> <p>(1) <u>申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日(当金庫の営業所等に掲示)までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき未成年者非課税適用確認書の交付申請や当金庫における未成年者口座開設に必要となる各種帳票類ならびに「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(申込者が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</u>  <u>ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年</u></p>

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂後	改訂前
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。</u></p> <p><u>なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。</u></p> <p><u>(2) 当金庫に未成年者口座を開設している申込者は、当金庫または証券会社もしくは他の金融機関等に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(3) 申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(4) 申込者がその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当金庫に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間に申込者が非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(5) 当金庫が「未成年者口座廃止届出書」（申込者がその年1月1日において</u></p>

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>3. <u>(削除)</u> 継続管理勘定の設定 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u> 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる投資信託につき、</p>	<p><u>17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの</u>に限り、申込者が1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当金庫は申込者に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>3. <u>非課税管理勘定および継続管理勘定の設定</u></p> <p>(1) <u>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権(租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の15. から17.、19. および25.(1)を除き、以下同じ。)(以下「投資信託」といいます。))につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)</u>は、2016年から2023年までの各年(申込者がその年の1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) <u>上記(1)の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年</u>にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当金庫に申込者の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p> <p>(3) <u>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる投資信託につき、当該</u></p>

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(申込者がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>4. 非課税管理勘定および継続管理勘定における処理</p> <p>未成年者口座における投資信託の振替口座簿への記載または記録は、当該記載または記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定 <u>(この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権(租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の15.から17.、19.および25.(1)を除き、以下「投資信託」といいます。)</u>につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) または継続管理勘定において処理いたします。</p> <p>5. 未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>(1) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>イ. <u>「未成年者口座開設届出書」</u>の提出後、受入期間内に申込者が当金庫で募集の取扱いまたは買付の申込みにより取得した投資信託で、その取得後直ちに未成年者口座へ受け入れられるもの。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. ～8. (略)</p> <p>9. 非課税管理勘定および継続管理勘定の管理</p> <p>非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる投資信託は、</p>	<p>記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(申込者がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>4. 非課税管理勘定および継続管理勘定における処理</p> <p>未成年者口座における投資信託の振替口座簿への記載または記録は、当該記載または記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定 <u>(追加)</u> または継続管理勘定において処理いたします。</p> <p>5. 未成年者口座に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>(1) (同左)</p> <p>① (同左)</p> <p>イ. <u>(追加)</u> 未成年者口座開設届出書 <u>(追加)</u> の提出後、受入期間内に申込者が当金庫で募集の取扱いまたは買付の申込みにより取得した投資信託で、その取得後直ちに未成年者口座へ受け入れられるもの。</p> <p>ロ. (同左)</p> <p>②～③ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>6. ～8. (同左)</p> <p>9. 非課税管理勘定および継続管理勘定の管理</p> <p>非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる投資信託は、</p>

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂後	改訂前
<p><u>申込者がその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）</u>の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① <u>災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）</u>を除き、当該投資信託の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該投資信託に係る有価証券の申込者への返還を行わないこと。</p> <p>② 当該投資信託の上記6. に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および17. ②において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を經由して行われぬものに限り、）または贈与をしないこと。<u>イ. ～ホ. （略）</u></p> <p>③（略）</p> <p>10. ～11. （略）</p> <p>12. 出国時の取扱い</p> <p>(1) 申込者が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当金庫に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法その他関係法令の規定により「<u>出国移管依頼書</u>」のご提出をいただくものとします。</p> <p>(2) 当金庫が、「<u>出国移管依頼書</u>」の提出を受けた場合には、当該出国の時に、申込者の未成年者口座に係る未成年者口座内投資信託の全てを当該未成年</p>	<p><u>基準年</u>の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① <u>災害等による返還等</u>を除き、当該投資信託の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該投資信託に係る有価証券の申込者への返還を行わないこと。</p> <p>② 当該投資信託の上記6. に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および17. ②において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当金庫の営業所を經由して行われぬものに限り、）または贈与をしないこと <u>（追加）</u></p> <p>イ. ～ホ. （同左）</p> <p>③（同左）</p> <p>10. ～11. （同左）</p> <p>12. 出国時の取扱い</p> <p>(1) 申込者が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当金庫に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法その他関係法令の規定により <u>（追加）</u> 出国移管依頼書 <u>（追加）</u> のご提出をいただくものとします。</p> <p>(2) 当金庫が、 <u>（追加）</u> 出国移管依頼書 <u>（追加）</u> の提出を受けた場合には、当該出国の時に、申込者の未成年者口座に係る未成年者口座内投資信託の全て</p>

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>(3) 当金庫が、「<u>出国移管依頼書</u>」の提出を受けた場合には、申込者が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当金庫に<u>同令第25条の13の8第12項第6号に規定する「未成年者帰国届出書」</u>の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への投資信託の受入れは行いません。</p>	<p>を当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>(3) 当金庫が、<u>(追加)</u> 出国移管依頼書 <u>(追加)</u> の提出を受けた場合には、申込者が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当金庫に <u>(追加)</u> 未成年者帰国届出書 <u>(追加)</u> の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への投資信託の受入れは行いません。</p>
<p>第3章 課税未成年者口座の管理</p> <p>13. ～16. (略)</p> <p>17. 課税管理勘定の金銭等の管理 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載または記録がされる投資信託の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る投資信託につき災害等 <u>(削除)</u> による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと。</p> <p>18. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 上記16. もしくは17. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等 <u>(削除)</u> による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>19. (略)</p> <p>20. 出国時の取扱い</p>	<p>第3章 課税未成年者口座の管理</p> <p>13. ～16. (同左)</p> <p>17. 課税管理勘定の金銭等の管理 (同左)</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載または記録がされる投資信託の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る投資信託につき災害等 <u>事由</u> による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと。</p> <p>18. 未成年者口座および課税未成年者口座の廃止 上記16. もしくは17. に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等 <u>事由</u> による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>19. (同左)</p> <p>20. 出国時の取扱い</p>

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>申込者が「<u>出国移管依頼書</u>」を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（15. および19. を除く。）の適用があるものとして取り扱います。</p>	<p>申込者が（追加）出国移管依頼書（追加）を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（15. および19. を除く。）の適用があるものとして取り扱います。</p>
<p>第4章 口座への入出金 21. （略）</p>	<p>第4章 口座への入出金 21. （同左）</p>
<p>第5章 代理人による取引の届出 22. ～23. （略）</p>	<p>第5章 代理人による取引の届出 22. ～23. （同左）</p>
<p>第6章 その他の通則 24. （略）</p>	<p>第6章 その他の通則 24. （同左）</p>
<p>25. <u>（削除）</u> 課税未成年者口座を通じた取引 (1) 申込者が受入期間内に当金庫との間で行う、<u>（削除）</u> 課税未成年者口座に受け入れる範囲の投資信託（<u>（削除）</u> 上記14. に規定する投資信託をいいます。）に関する取引に関しては、取引の都度、<u>（削除）</u> 課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。 (2)～(3) （略） (4) 申込者が、当金庫に開設した未成年者口座に設けられた非課税管理勘定において、2023年12月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024年以降、課税未成年者口座を利用した定時定額購入取引に係る契</p>	<p>25. <u>未成年者口座または</u>課税未成年者口座を通じた取引 (1) 申込者が受入期間内に当金庫との間で行う、<u>未成年者口座または</u>課税未成年者口座に受け入れる範囲の投資信託（<u>未成年者口座への受入れである場合には、上記3.(1)に規定する投資信託をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、</u>上記14. に規定する投資信託をいいます。）に関する取引に関しては、取引の都度、<u>未成年者口座または</u>課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、申込者より特にお申し出のない場合は、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。 (2)～(3) （同左） (4) 申込者が、当金庫に開設した未成年者口座に設けられた非課税管理勘定において、2023年12月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024年以降、課税未成年者口座を利用した定時定額購入取引に係る契</p>

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>約として取り扱わせていただきます。<u>(削除)</u> 定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、<u>(削除)</u> 当金庫へお申し出ください。</p> <p>26. (略)</p> <p>27. 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)の場合には、申込者がその年1月1日において18歳である年の同日において、当金庫に対して<u>(削除)</u> 租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「<u>非課税口座開設届出書</u>」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で<u>(削除)</u> 同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約 <u>(削除)</u> が締結されたものとみなします。</p> <p>28. 届出事項の変更</p> <p>「<u>未成年者口座開設届出書</u>」の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく「<u>未成年者口座異動届出書</u>」を当金庫にご提出いただくものとします。</p> <p>29. 契約の終了</p> <p>(略)</p> <p>① 申込者または法定代理人が当金庫に対して「<u>未成年者口座廃止届出書</u>」を提出した場合 当該提出日</p> <p>② (略)</p> <p>③ 申込者が当金庫に対して「<u>未成年者出国届出書</u>」を提出した場合 出国日</p>	<p>約として取り扱わせていただきます。<u>2024年以降の</u>定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、<u>2023年12月22日までに</u>当金庫へお申し出ください。</p> <p>26. (同左)</p> <p>27. 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)の場合には、申込者がその年1月1日において18歳である年の同日において、当金庫に対して<u>非課税口座開設届出書</u> (租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する<u>(追加)</u>非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で<u>特定非課税累積投資契約</u> (同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>28. 届出事項の変更</p> <p><u>(追加)</u> 未成年者口座開設届出書 <u>(追加)</u> の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく <u>(追加)</u> 未成年者口座異動届出書 <u>(追加)</u> を当金庫にご提出いただくものとします。</p> <p>29. 契約の終了</p> <p>(同左)</p> <p>① 申込者または法定代理人が当金庫に対して <u>(追加)</u> 未成年者口座廃止届出書 <u>(追加)</u> を提出した場合 当該提出日</p> <p>② (同左)</p> <p>③ 申込者が当金庫に対して <u>(追加)</u> 未成年者出国届出書 <u>(追加)</u> を提出した場合 出国日</p>

別紙2 「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>④ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(申込者が出国の日の前日までに上記12. (1)の「<u>出国移管依頼書</u>」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「<u>未成年者口座廃止届出書</u>」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ 申込者が出国の日の前日までに上記12. (1)の「<u>出国移管依頼書</u>」を提出して出国したが、その年の1月1日において申込者が18歳である年の前年12月31日までに上記12. (3)の「<u>未成年者帰国届出書</u>」を提出しなかった場合 その年の1月1日において申込者が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、「<u>未成年者口座開設者死亡届出書</u>」の提出があった場合 当該未成年者口座開設者が死亡した日</p> <p>⑦ (略)</p> <p>30. ~ 32. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(2025年 4月改訂)</p>	<p>④ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(申込者が出国の日の前日までに上記12. (追加)の(追加)出国移管依頼書(追加)を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により(追加)未成年者口座廃止届出書(追加)の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ 申込者が出国の日の前日までに上記12. (追加)の(追加)出国移管依頼書(追加)を提出して出国したが、その年の1月1日において申込者が18歳である年の前年12月31日までに上記(追加)未成年者帰国届出書(追加)を提出しなかった場合 その年の1月1日において申込者が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、(追加)未成年者口座開設者死亡届出書(追加)の提出があった場合 当該未成年者口座開設者が死亡した日</p> <p>⑦ (同左)</p> <p>30. ~ 32. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(2023年 10月改訂)</p>